

寒川町審議会等の委員の公募に関する規則新旧対照表

現 行		改 正 案	
～略～		～略～	
(応募資格等)		(応募資格等)	
第5条 公募委員に応募することができる者は、公募委員に選任される日において、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。		第5条 公募委員に応募することができる者は、公募委員に選任される日において、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) <u>本町を含む行政機関の職員又は本町の町議会議員でない者</u>		(3) <u>本町の_____行政機関の職員_____でない者</u>	
(加える)		(4) <u>本町の議会議員でない者</u>	
2・3 (略)		2・3 (略)	
～略～		～略～	
別記様式(第8条関係)		別記様式(第8条関係)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
<u>応募資格</u> <hr/> (選任日時点)	<input type="checkbox"/> <u>寒川町自治基本情報第3条第1号に規定する町民として1年以上経過している満20歳以上である。</u>	<u>選定基準及び応募資格</u> (選任日時点)	<input type="checkbox"/> <u>応募する審議会等の公募委員に選任された場合において、次のいずれにも該当しない。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該公募委員に3回連続で選任されることとなる。</u> ・ <u>当該公募委員に2回連続で選任され、その職を退いてから2年以上経過しないで当該公募委員に選任されることとなる。</u> <input type="checkbox"/> <u>寒川町自治基本情報第3条第1号に規定する町民として1年以上経過している満20歳以上である。</u>
	(略)		(略)
	<input type="checkbox"/> <u>寒川町を含む行政機関の職員でない。</u>		(削る)
	(略)		(略)

(略)

～略～

(略)

～略～

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行し、同日以後に選任する公募委員について、適用する。